

1月のごみ収集日について（お知らせ）

1月のごみ収集日程は、下記のとおりとなっておりますので、ご確認の上、きちんと分別して出してください。

◆1月のごみ収集日予定表（日付は1月の収集日です）

地区名	越 河 斎 川 大 平	大鷹沢 白 川 小下倉	大鷹沢田中	福 岡 小 原	市街東北本線 東 側	鷹 巣	市街東北本線 西 側
ごみ区分							
ペットボトル (第1曜日)	5日(木) に変更です	4日(水) に変更です	6日(金)	5日(木)	6日(金)	4日(水) に変更です	4日(水)
び ん 類 (第2・第5曜日)	10日(火) 31日(火)	10日(火) に変更です 30日(月)	13日(金)	12日(木)	13日(金)	10日(火) に変更です 30日(月)	11日(水)
缶 (第3・第5曜日)	17日(火) 31日(火)	16日(月) 30日(月)	20日(金)	19日(木)	20日(金)	16日(月) 30日(月)	18日(水)
プラスチック (第3曜日)	17日(火)	16日(月)	20日(金)	19日(木)	20日(金)	16日(月)	18日(水)
もやせないごみ (第4曜日)	24日(火)	23日(月)	27日(金)	26日(木)	27日(金)	23日(月)	25日(水)
紙 類	火 10・17・ 24・31	月 16・23・ 30	金 6・13 20・27	木 5・12・ 19・26	金 6・13 20・27	月 16・23・ 30	水 4・11・ 18・25
もやせるごみ	火・金 6・10・ 13・17・ 20・24・ 27・31	月・木 5・12・16・19・23・26・30			月・水・木 4・5・11・12・ 16・18・19・23・ 25・26・30		火・水・金 4・6・10・11・ 13・17・18・ 20・24・25・ 27・31

○不忘・川原子地区のもやせるごみは、毎週水曜日に収集します。

○ごみは、必ず当日の午前8時30分までに集積所に出してください（収集車が回収する時刻に合わせての搬出や前夜出しはしないでください）。

○びんは、色により3種類（①透明、②茶色、③その他）に分けて、それぞれ資源の袋（赤）に入れて出してください。

○缶類とプラスチック類は、それぞれに分けて資源の袋（赤）に入れて出してください。

◎スプレー缶や使い捨てガスライターのゴミの出し方について

次のことをきちんと守ってごみ出しをしてください。

★スプレー缶などは、①中身を必ず使い切ること。②必ず穴を開けること。（風通しの良いところで）

★ガスライターは、ガスを使い切ること。

◎祝日などに伴う収集日の変更について

大鷹沢・白川・小下倉、鷹巣地区の資源ごみ（ペットボトル）は4日（水）に、大鷹沢・白川・小下倉、鷹巣地区の資源ごみ（第2曜日のびん類）は10日（火）に、越河・斎川・大平地区の資源ごみ（ペットボトル）は5日（木）に収集日が変更になります。お間違えのないようお願いします。

☆飼えない犬・猫の引き取り日のお知らせ

●日時 1月5日（木）、19日（木） 11:00～11:30（時間厳守）

●場所 健康センター前

＜注意事項＞：犬を登録している方は、鑑札（小判形）をご持参してください（保健所の職員が来るまで待っていただくことがあります）。猫の場合は、必ず麻袋（土のう袋は不可）など丈夫な袋に入れてください。また、届け出書が必要となりますので印鑑をご持参ください。

※飼うことができない犬や猫をなくすために考えていただきたいことです。

平成16年度に県内の保健所において、飼い主からの所有権放棄で引き取った犬1,360頭、猫5,564頭があり、その大部分が子犬や子猫で行政により処分されています。

飼っている犬や猫に子どもを産ませ、その子犬や子猫を育てることは飼い主にとって大きな喜びですが、一方いろいろな事情からどうしても飼うことができない場合もあり、産まれた子犬や子猫などの扱いに悩む人も意外に多いようです。その結果、安易に捨てたり放置（放棄）するといった行為が見受けられます。最終的にこのような犬猫は、保健所へと引き取られ、新たな飼い主が見つからない場合には、処分されます。

こうした「不幸な命」を増やさないためにも、新たに飼っていただける方を探したり、また、不妊や去勢手術などの繁殖制限の措置をすることも飼い主の思いやりではないでしょうか。

近隣の人たちに迷惑をかけないようにし、最後まで責任と愛情を持って飼うように心掛けましょう。

☎生活環境課 ☎22-1314

見事県代表の座を獲得！

県ゲートボール大会 シニアレディースの部で 大鷹沢チームが優勝

10月9日、仙台市で河北優勝旗争奪第20回宮城県ゲートボール大会が開催され、シニアレディースの部で大鷹沢チームが優勝し、来年5月に山口県で開催される全国大会への出場権を獲得しました。

これを受けて11月25日、選手と関係者8人が市役所を訪れ、風間市長に優勝報告を行いました。

報告式で風間市長は「皆さん大変お疲れ様でした。全国大会に出場するとのことですが、けがに気を付けて、全国大会でも良い成績が出せるよう頑張ってください。」と語り、選手たちをねぎらいました。

報告式を終えて選手たちは全国大会へ向けて、決意を新たにしています。



▲優勝した大鷹沢チームの皆さん

市では、建設工事・コンサル業務・物品納入・役務提供の競争入札参加業者の追加受け付けを行います。

●受付期間・時間
2月1日（水）～15日（水）、
9時～11時30分、13時～16時
※土・日曜日は除きます。また、郵送による受け付けは実施しません。

●受付場所
市庁舎4階 大会議室

●有効期間
平成18年4月1日
～平成19年3月31日の1年間

●申請書様式
中央公契連統一様式（物品関係の独自申請書のみ当市で用意しています）

※詳しくは、申し込み要領（1月10日から配布予定。市ホームページからも閲覧可能をご覧ください）。

☎財政課契約係 ☎22-1332

消費税申告書作成・提出
説明会を開催します

消費税の確定申告が必要な事業者を対象とした申告書作成指導説明会を次のとおり開催します。完成した方は申告書提出もできます。

●日時 2月10日（金）

①簡易課税選択者 10時～
②一般課税者 13時30分～

●会場 中央公民館大ホール

●対象者 税務署から消費税確定申告書が送付された方

●持参するもの
①②共通：税務署から送付された消費税確定申告書など一式、計算器具、筆記用具、印鑑
①のみ：帳簿など、平成17年分事業の収入内訳が分かるもの
②のみ：決算が終了している方は平成17年分事業の決算書（帳簿など、収入や経費の内訳が分かるもの）

☎大河原税務署（個人課税部門）
☎0224-521369

宮城県産業別最低賃金が
改正されました

平成17年度は、宮城県最低賃金、各産業別最低賃金がそれぞれ左記の金額に引き上げとなりました。産業別最低賃金については、適用除外業務などが定められています。詳細については、宮城労働局賃金室または大河原労働基準監督署までお問い合わせください。

●宮城県最低賃金（平成17年10月1日から）：時間額623円

●宮城県産業別最低賃金（平成17年12月15日から）
・鉄鋼業：時間額730円
・電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・電子デバイス製造業：時間額703円
・自動車小売業：時間額707円

☎宮城労働局賃金室
☎022-299-8841
大河原労働基準監督署
☎0224-532154

—— 思いやりのある良質で信頼される医療を目指して ——

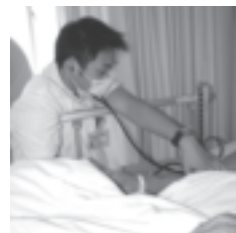
公立刈田総合病院紹介



☎公立刈田総合病院 ☎25-2145

②③救急救命士の就業前研修を行いました

日本全国の救急自動車による搬送人員は年間450万人にもおよび、救急現場や搬送の途中で呼吸、循環不全に陥る人々も増えています。これらの人々の生命を救うため平成3年に救急救命士制度が発足し、救急救命士が国家資格として位置付けられました。この結果、救急救命士は医師の指導や指示を受けて除細動や点滴、器具を使った気道確保など、高度な救急救命処置を行うことが可能となりました。



▲病院実習の様子

救急救命士の就業前研修は、国家資格を取得した救急救命士が救急業務を開始するにあたり行われるものです。研修の内容は症例の研究や資器材の習熟訓練など消防機関で行うものと、医療機関の協力で病院実習として行う教育に分けられます。病

院実習の目的は救急搬送された患者が病院で受け入れられた後どのように処置されるのかを理解したり、医師の指導の下、救命救急処置の修練を積むことで医師や看護師との信頼関係を築くことにあります。刈田病院では3名の救急救命士を受け入れ、2週間にわたって病院実習を行いました。救急救命士は救急外来や病棟で実際に患者様に前にして、処置の手順や検査の方法を学びました。

救急現場では傷病者に迅速で的確な処置を行うために病院と救急隊との連携が重要です。当院は救急指定病院として救命救急士の就業前研修を通して地域の救命救急の高度化を図っていきたいと考えています。今後も病院実習の実施にあたり患者様のご理解とご協力をお願いします。



▲救急救命士就業前研修を受けた救急救命士の皆さんです。（左から中沢さん、植木さん、高橋さん）